

(一関市学習交流館条例の一部改正)

改正前					改正後						
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）						
利用区分			単位	使用料		利用区分			単位	使用料	
				基本使用料	暖房料					基本使用料	暖房料
研修室			1 時 間	400 円	<u>100 円</u>	研修室			1 時 間	400 円	<u>80 円</u>
和室				200 円	<u>50 円</u>	和室				200 円	<u>40 円</u>
多 目 的 ホ ール	専用	高 校 生 以 下	1 時 間	<u>100 円</u>	—	多 目 的 ホ ール	専用	高 校 生 以 下	1 時 間	<u>200 円</u>	—
		一 般		<u>200 円</u>				一 般		<u>400 円</u>	
	個 人	高 校 生 以 下	1 回	50 円		個 人	高 校 生 以 下	1 回	50 円		
		一 般		100 円			一 般		100 円		
[略]					[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。											